

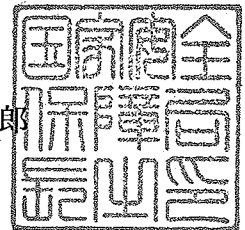


閣安保第243号
平成27年5月18日

開示決定等の期限の特例規定の適用について（通知）

特定非営利活動法人
情報公開市民センター
理事長 新海 聡 様

内閣官房国家安全保障局長
谷内 正太郎



平成27年4月15日付け（同年同月16日受付）の行政文書の開示請求については、下記のとおり、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）第11条の規定（開示決定等の期限の特例）を適用することとしたので通知します。

記

- 1 開示請求のあった行政文書の名称等
国際平和支援法案（仮称）に関する法令等協議、法令以外の協議
- 2 法第11条の規定（開示決定等の期限の特例）を適用することとした理由
他に処理すべき事務が多く、また、開示請求に係る行政文書が著しく大量であり、開示請求があった日から60日以内にそのすべてについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがあるため。
- 3 開示決定等する期限
（同年6月15日（月）までに可能な部分について開示決定等を行い、残りの部分については、次に記載する時期までに開示決定等する予定です。）
平成28年4月15日（金）

※ 担当課等

〒100-0014 東京都千代田区永田町2-4-12（内閣府別館）
内閣官房国家安全保障局
TEL：03-5253-2111（内線）82924

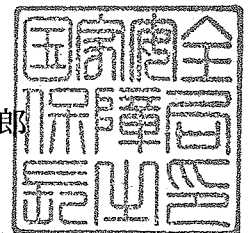


閣安保第244号
平成27年5月18日

開示決定等の期限の特例規定の適用について（通知）

特定非営利活動法人
情報公開市民センター
理事長 新海 聡 様

内閣官房国家安全保障局長
谷内 正太郎



平成27年4月15日付け（同年同月16日受付）の行政文書の開示請求については、下記のとおり、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）第11条の規定（開示決定等の期限の特例）を適用することとしたので通知します。

記

- 1 開示請求のあった行政文書の名称等
国際平和支援法案（仮称）に関し、内閣法制局とのやり取りの内容がわかるもの
- 2 法第11条の規定（開示決定等の期限の特例）を適用することとした理由
他に処理すべき事務が多く、また、開示請求に係る行政文書が著しく大量であり、開示請求があった日から60日以内にそのすべてについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがあるため。
- 3 開示決定等する期限
（同年6月15日（月）までに可能な部分について開示決定等を行い、残りの部分については、次に記載する時期までに開示決定等する予定です。）
平成28年4月15日（金）

※ 担当課等

〒100-0014 東京都千代田区永田町2-4-12（内閣府別館）
内閣官房国家安全保障局
TEL：03-5253-2111（内線）82924

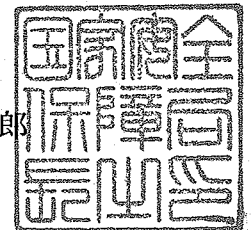


閣安保第245号
平成27年5月18日

開示決定等の期限の延長について（通知）

特定非営利活動法人
情報公開市民センター
理事長 新海 聡 様

内閣官房国家安全保障局長
谷内 正太郎



平成27年4月15日付け（同年同月16日受付）の行政文書の開示請求については、下記のとおり、行政機関の保有する情報の公開に関する法律第10条第2項の規定に基づき、開示決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

記

- 1 開示請求書における「請求する行政文書の名称等」欄の記載
平成27年4月14日に開催された「自由民主党・公明党の安全保障法制に関する与党協議」に示した国際平和支援法案（仮称）に関する資料、議論の内容がわかるもの
- 2 延長後の期間
平成27年6月15日（月）
- 3 延長の理由
開示請求に係る行政文書について、不開示情報該当性の精査に時間を要すること、及び他に処理すべき事案が多く、開示請求があった日から30日以内に開示決定等を行うことが事務処理上困難であるため。

※ 担当課等

〒100-0014 東京都千代田区永田町2-4-12（内閣府別館）
内閣官房国家安全保障局
TEL：03-5253-2111（内線）82924

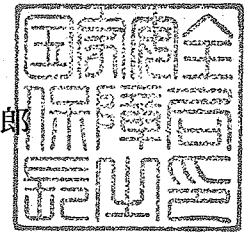


閣安保第246号
平成27年5月18日

開示決定等の期限の延長について（通知）

特定非営利活動法人
情報公開市民センター
理事長 新海 聡 様

内閣官房国家安全保障局長
谷 内 正 太 郎



平成27年4月15日付け（同年同月16日受付）の行政文書の開示請求については、下記のとおり、行政機関の保有する情報の公開に関する法律第10条第2項の規定に基づき、開示決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

記

- 1 開示請求書における「請求する行政文書の名称等」欄の記載
平成27年4月10日に開催された国家安全保障会議、国家安全保障会議幹事会で審議された際の議事録、配布資料
- 2 延長後の期間
平成27年6月15日（月）
- 3 延長の理由
開示請求に係る行政文書について、不開示情報該当性の精査に時間を要すること、及び他に処理すべき事案が多く、開示請求があった日から30日以内に開示決定等を行うことが事務処理上困難であるため。

※ 担当課等

〒100-0014 東京都千代田区永田町2-4-12（内閣府別館）
内閣官房国家安全保障局
TEL：03-5253-2111（内線）82924